北海道医療計画の推進のための
医療機能を担う医療機関名公表事務取扱要領

１　目　的

北海道では、患者や住民に対してわかりやすい情報の提供を図るために、特に患者数が多く死因の上位を占める脳卒中の急性期医療及び回復期医療を担う医療機関名、急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関名、心血管疾患の回復期を担う医療機関名、糖尿病の医療機能を担う医療機関名を明らかにすることとした。医療機関名を公表するに当たり、公表基準を次のとおりとし、各公表基準に合致する場合は、医療機関からの申し出により同意を得て、医療機関名を公表する。

２　調査方法

別紙調査票１～５に基づき、毎年４月１日現在の医療機能を調査するとともに、北海道医療計画の推進のための医療機関名公表の同意について確認する。年度内の追加・変更については、「４　医療機関の追加・医療機能の変更手続き」に基づき行うこととする。

３　公表基準

（１）北海道医療計画における公表基準

ア　脳卒中の急性期医療　公表基準

次の①～③のすべてが２４時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）

① 血液検査及び画像検査（ＣＴ・ＭＲＩ、超音波検査等）
② 開頭手術（脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等）、外科的血行再建術かつ脳血管内手術
③ t-PA による血栓溶解療法

イ　脳卒中の回復期医療　公表基準

次の①②の両方を満たす病院・診療所

① 脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている
② 脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能

ウ　急性心筋梗塞の急性期医療　公表基準

次の①～③すべてが２４時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）、かつ、④または⑤を満たす病院・診療所

① 放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等）
② 臨床検査（血清マーカー等）
③ 経皮的冠動脈形成術の治療
④ 冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能
⑤ 冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能

エ　糖尿病　公表基準

次の①～③の項目のいずれかに該当する病院・診療所

① インスリン療法を行うことができること
② 糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができること
③ 糖尿病の合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること
〔眼科〕ア 糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術ができる
イ 医療機能が異なる医療機関（診療科）と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる

〔参考事項〕
a 糖尿病療養指導士がいる施設（＊地域糖尿病療養指導士（LCDE）を含む）
b 糖尿病透析予防指導管理料の保険診療に係る届出をしている施設
c 腎臓病療養指導士がいる施設

（２）地域保健課ホームページにおける公表基準

オ　心血管疾患の回復期医療　公表基準

次の①②の両方を満たす病院・診療所

①　心大血管リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている ②　心血管リハビリテーションが実施可能である

４　医療機関の追加・医療機能の変更手続き

（１）医療機関の追加【調査票１～５提出】

北海道医療計画に掲載を希望する医療機関は、３（１）ア～エの要件を満たす場合、調査票１～４のうち該当する様式を、地域保健課ホームページに掲載を希望する医療機関は、３（２）オの要件を満たす場合、調査表５を管轄する道立保健所（「脳卒中、急性心筋梗塞、心血管疾患の場合の札幌市」及び「糖尿病の場合の保健所設置市」については、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課）あて提出する。

（２）医療機能の変更【調査票６～１０の提出】

北海道医療計画及び地域保健課ホームページに掲載されている医療機関は、その医療機能に変更があったときは、調査票６～１０のうち該当する様式を管轄する道立保健所（「脳卒中、急性心筋梗塞、心血管疾患の場合の札幌市」及び「糖尿病の場合の保健所設置市」については、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課）あて提出する。

５　北海道医療計画及び地域保健課ホームページへの掲載

追加・変更における医療機関からの調査票は、4 半期ごとに取りまとめ、内容を審査する。

公表基準に該当した医療機関については、取りまとめを行った月の末日までに北海道医療計画及び地域保健課ホームページへ掲載する。

公表基準に非該当の医療機関については、その旨を当局より通知する。

６　追加・変更時の提出期間及び北海道医療計画への掲載スケジュール（予定）

	医療機関提出期間	北海道医療計画掲載 （地域保健課ホームページ掲載）
第１期	４月１日～６月３０日	７月末日まで
第２期	７月１日～９月３０日	１０月末日まで
第３期	１０月１日～１２月２８日	１月末日まで
第４期	１月４日～３月３１日	４月末日まで

＊　上記の期日が、閉庁日の場合には直前の開庁日を期日とする。

７　追加・変更時の提出先

医療機関 所在地	提出先
保健所設置市を除く 市町村	管轄する道立保健所
旭川市、函館市、小樽市	＜糖尿病＞　北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 電　話　011-231-4111（内線 25-516） ＦＡＸ　011-232-2013 ＜糖尿病以外＞　旭川市：上川保健所　　函館市：渡島保健所 小樽市：倶知安保健所
札幌市	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 電　話　011-231-4111（内線 25-516） ＦＡＸ　011-232-2013